

伊予市図書館・文化ホール等管理運営基本計画

(案)

平成27年3月

伊 予 市

目 次

I	検討経緯と現状	1
1	建設基本計画		
2	市民ワークショップ		
3	管理運営検討委員会		
4	各施設における事業等の取り組み状況		
II	管理運営方針	10
1	複合施設全体のあり方		
2	図書館機能のサービス方針		
3	文化ホール機能の事業方針		
4	地域交流機能の事業方針		
5	複合施設の良さを活かす運営組織の方針		
III	今後の展開	19
1	開館までのスケジュール		
2	次年度以降の検討課題		
IV	参考資料	21
1	伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 設置要綱		
2	伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 委員名簿		
3	市民ワークショップにおける管理運営に関するご意見のまとめ		
4	各施設の関連法規		

I 検討経緯と現状

1 建設基本計画

平成25年3月に策定された「伊予市図書館・文化ホール等建設基本計画」（以下、「建設基本計画」という。）において、本施設の基本理念及び各機能の目指す方向をとりまとめました。

（1）基本理念

学び はぐくみ つながる
出会いのひろば

■ 学びと体験が未来をはぐくむ施設

幅広い分野で「学び・体験する」ことを通して、伊予市の未来を担う創造力豊かな人材を育成する施設を目指します。

■ 出会いと交流がにぎわいを生む施設

文化芸術活動・生涯学習活動等を通じて、多くの人・もの・情報が出会い、交流することで、にぎわいと活力を生みだす施設を目指します。

■ 感動が心を豊かにする施設

良質な舞台芸術・美術作品・文学作品等を「みる・聞く・ふれる」ことにより、感動を心に響かせることのできる施設を目指します。

■ まちの魅力がひろがる施設

伊予市固有の自然や歴史文化を調査研究し、「伊予市らしさ」を伝承するとともに、市民の文化芸術活動を活性化し、新たな地域文化として情報発信する施設を目指します。

（2）図書館機能の目指す方向

ア 誰もが行きたくなる図書館を目指します。

広々とした明るい施設とし、豊富な資料の充実やインターネット設備の拡大、イベント・企画展の開催を通じ、幼児から高齢者までの全ての世代の方が、いつでも何かあるという興味を持って行きたくなる図書館を目指します。

新刊本や新着本、雑誌や新聞をはじめとする豊富な蔵書の確保や、伊予市に関する郷土資料や行政資料を揃えるなど、伊予市らしい図書館を目指します。

イ ゆったり落ち着くことのできる滞在型の施設を目指します。

閲覧室には座り心地の良い椅子やソファを設置し、靴を脱いでくつろげるスペースを確保するなど、ゆったりとした静かな環境のなかでじっくりと情報収集できるよう配慮します。さらに集中して学習や研究、調べ物が行えるよう学習室を設けます。

視聴覚コーナーの設置や施設内の飲食の可否についても検討し、図書館と文化資料館が提携したサービスを行うなど、長時間の滞在も可能な施設を目指します。

ウ 気軽に利用できる図書館を目指します。

初めて利用される方にも分かりやすく、入りやすい図書館とし、駐車場を広くとるなどアクセスしやすい環境を整えます。また、利用者の利用拡大と利便性の向上を図るために、開館日・開館時間や市外の方にも利用を開放する案についても検討します。

図書館の新着情報や利用方法、提供しているサービスを広報やインターネットにより周知し、図書館・文化資料館が本来持つサービスを浸透させることにより、新たな利用者の増加や利用者の利便性の向上を目指します。

エ 必要な情報、資料が確実に提供できる質の高いサービスの向上を目指します。

利用者の使い勝手の良い書架の高さや幅を考慮し、また、市民のニーズに合った書籍の配置を行うことにより、知りたいこと、探したいことがすぐに分かる環境を整えます。併せて、現在稼働しているインターネットの検索・予約システムについても、より使いやすい方法を模索します。

図書館職員の人材育成を進め、図書の活用方法の指導、市民への質の高い情報提供などレファレンスサービス¹の一層の充実を図ります。

オ 心豊かな成育を促すため、子どもが利用しやすい環境を整えます。

児童書のコーナーは一般書のコーナーと分離し、子どもが話をしても一般利用者に迷惑をかけない仕組みとします。さらに読み聞かせ室（親子読書室）を設置し、子どもに絵本や紙芝居を読み聞かせることが可能なスペースを作ります。また、ベビールームの設置や読み聞かせ・紙芝居イベントを充実させるなど、子ども連れでも訪れやすい環境を整えます。

カ 地域の宝を収集し、後世に伝えるため、整理・保管を行います。

伊予市ならではの自然・文化・産業などに関する資料を重点的に収集するとともに、市民や関係諸機関とも連携・協力し、幅広い情報を収集します。

すでに収集された資料や今後も増加する収蔵資料を半永久的に適切な環境で保存するため、温湿度管理等が可能な文化財の種類に応じた収蔵庫を設置します。

¹ レファレンスサービス：利用者の学習・調査・研究支援のため、必要な図書・文献等の提供や相談回答等を行うこと。

キ 「伊予市らしさ」を未来につなげるため、調査研究・情報発信を行います。

市民や関係諸機関と連携・協力しながら、収集資料の調査・研究を進めることにより、未来に伝えるべき「伊予市らしさ」「伊予市の魅力」を探求し、その成果を展示や紀要²等で公開し、情報発信を行います。

また、小中学校の「総合的な学習の時間」や公民館等の生涯学習との連携を図り、市民が郷土を知り、学ぶことを通して、郷土への愛を深める場として日常的に利用しやすい環境を整えます。

ク ユニバーサルデザインの施設を目指します。

特に高齢者や障害者の方に配慮し、階段や段差のない施設とします。足腰の弱い方のために館内の椅子には肘掛椅子を導入するなど、一旦座られた方がつかまり立ちできるような工夫を凝らします。さらに利用者の心理、情緒面にプラスとなるよう多くの木材を用い、ぬくもりのある施設整備を進めます。

今まで土足禁止により生じていた履き替えの手間や履き間違い、靴の紛失を防ぐため、館内的一部を除き土足での利用とし、利便性を向上させます。

(3) 文化ホール機能の目指す方向

ア 誰もが利用しやすいホールの整備を行います。

市民会館のホール機能の継承として、市民や文化団体が日常的に利用できる親しみやすさと、ゆったり鑑賞できる機能を備え、音楽や演劇、各種大会、講演会などの利用にも対応できる施設づくりを目指します。

イ 文化芸術の拠点となる施設を目指します。

市民や各種団体等の文化芸術活動の拠点づくりを目指します。常に情報を発信し、参加・育成型の事業を推進します。

ウ 地域文化を守り育てる環境を目指します。

各種団体と連携し、将来を担う子どもたちに、優れた文化芸術に触れる機会を提供し、同時に発表の場としての利用を高めることにより、情操豊かな人間性を育める環境づくりを目指します。

エ 人と環境にやさしい施設を目指します。

ユニバーサルデザインに配慮し、利用者にやさしい施設を目指します。さらに、空調の工夫をするなど、二酸化炭素排出量の削減やランニングコストの低減を検討し、環境にもやさしい施設を目指します。

² 紀要：研究機関が発行する研究論文・報告等を掲載した定期刊行物のこと。

(4) 公民館機能の目指す方向

市民のために、「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」という社会教育法第20条による公民館の目的に基づき、地域や家庭、学校などの連携により、音楽文化や文化芸術など、さまざまな学習、発表の場を通して、心豊かな生活や活力ある社会の実現を図ります。

これらの目的達成のため、おおむね次の事業を実施できる環境を備えるものとします。

- ア 講座、討論会、講演会、実習会、展示会等が開催できる環境
- イ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用が図れる環境
- ウ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催できる環境
- エ 各種の団体、機関等の連絡が取れる環境
- オ 住民の集会、その他の公共的利用に供することのできる環境

2 市民ワークショップ

「建設基本計画」を策定し、設計者選定を行ったのち、平成26年6月から現在まで、設計者主導のもとに9回の市民ワークショップを行いました。

回数	開催日	検討課題	参加者数
第1回	6月22日（日）	まちと施設の素敵な関係を考えよう！	79人
第2回	7月13日（日）	文化活動の現状を知り、3つの施設空間の検討課題を考えよう！	62人
第3回	8月31日（日）	3つの施設空間の提案を確認し、「文化ホール」についてじっくり考えよう！	44人
第4回	9月21日（日）	文化ホールの魅力づくりと運営を考えよう！	48人
第5回	10月19日（日）	図書館と公民館について考えよう！～複合施設のあるべき姿を考える～	30人
第6回	11月9日（日）	図書館と公民館について考えよう！パートⅡ	38人
第7回	11月30日（日）	基本設計案を現地で原寸確認しよう！	35人
第8回	2月22日（日）	基本設計案を最終確認し、実施設計の検討事項を話し合おう！	26人
第9回	3月22日（日）	実施設計に向けた変更事項を検討しよう！まちなかの拠点となる施設のあり方を考える パートⅠ	23人

3 管理運営検討委員会

「建設基本計画」及び市民ワークショップでの市民一人ひとりのご意見を管理運営に反映させる検討組織として、市内外の関係者・有識者からなる「伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会」を設置し、7回にわたる協議を行って管理運営基本計画（案）をとりまとめました。

回数	開催日	検討課題
第1回	8月5日（火）	・委員長・副委員長選出 ・検討経緯、今後の進め方等の説明
第2回	9月24日（水）	・文化ホールの事業方針の検討
第3回	11月18日（火）	・文化ホールの事業方針（案）についての協議 ・図書館のサービス方針の検討
第4回	1月28日（水）	・図書館のサービス方針（案）についての協議 ・公民館の事業方針の検討
第5回	2月23日（月）	・公民館の事業方針（案）についての協議 ・3施設の事業方針の再点検 ・複合施設全体の事業方針の検討
第6回	3月19日（木）	・管理運営基本計画のまとめ
第7回	3月27日（金）	・管理運営基本計画のまとめ

※伊予市図書館・文化ホール等建設計画を進める中、「都市再構築戦略事業交付金」を活用することが市の方針として決まりました。交付金の採択要件を鑑み、公民館機能の事業方針の検討については、建設基本計画及びこれまで検討した内容を踏まえつつ、当管理運営基本計画とは別の機会において行うこととします（第6回検討委員会より）。

4 各施設における事業等の取り組み状況

現在、各施設で実施している各事業等は次のとおりです。新施設においても、事業の継続性の確保に努めるものとします。

(1) 図書館の運営・事業の状況

建設基本計画でも記したとおり、伊予市図書館ではこれまで、図書館システムを活用した貸出サービス、自動車文庫による配本、児童向けの事業、文化財資料展示など、さまざまな事業に取り組んできました。

平成25年度の図書館（文化資料館機能含む）の運営・事業の状況は次のとおりです。

事業名	対象	実施回数	参加人員（延べ）
図書の貸出	一般	一般書：39,747 冊 雑誌・紙芝居： 2,526 冊 児童書：25,718 冊 合計：67,991 冊	貸出者数：19,409 人 閲覧のみ：33,174 人 合計：52,583 人
自動車文庫 (配本)	読書 グループ	82 回	9グループ (257 人)
お話し・腹話術	幼児児童と その保護者	12 回	185 人
科学実験教室	市内小学生と その保護者	2回	34 人
古典文学講座	一般	20回	380 人
職場体験	中学生	2回	3人

【おすすめ本の展示】

実施月	内容
4月	旅行本展示 仕掛け絵本展示（子ども読書週間）
5月	トリックアート展
6月	虫歯の日展示
7・8月	自由研究&課題図書展示
9月	敬老の日特集
10月	オリンピック展示
11月	愛媛 FC 選手おすすめ本展
12・1月	クリスマス&お正月おもてなし料理本特集 犬の日展示
2月	ネコの日展示 バレンタイン特集
3月	防災・減災関連図書コーナー

【パネル等企画展示】

実施月	内容	備考
5・6月	トリックアート展	科学総合博物館との連携
7・8月	昔の絵ハガキ展	歴史文化博物館との連携
10月	フォトコンテスト展	文化振興担当との連携
11月	愛媛国体展	愛媛県、社会体育担当との連携
2月	昔の遊び展	文化振興担当との連携
3月	公民館活動展	公民館担当等との連携
随時	お話会との連携（父の日・七夕・クリスマス等）	

【郷土文化普及活動】

実施月	内容	参加人員
7月・2月	伊予市郷土文化講演会（2回）	35名
7月	滑石を使って勾玉づくり（各地区公民館への出前講座）	40名
	ウェルピア伊予シンポジウム 「いよし再発見!!~やきものが語る伊予市の歴史と地域力~」	50名
8～3月	文化財整理指導員の出前授業	165名
12～2月	古文書を読む会（3回）	64名

【文化財の発掘・調査等】

■伊予市内遺跡発掘調査等事業（平成23年度より4か年計画）

伊予市遺跡詳細分布調査委員会の開催（3回）

試掘及び確認調査（3か所）

伊予市内遺跡調査報告書Ⅱ（平成24年度事業報告）の発行

市内中世山城及び古代窯跡調査（全6日）

■牛の峰地蔵尊文化財調査

牛の峰地蔵尊文化財調査委員会（2回）

牛の峰地蔵尊文化財測量調査

伊予市内経塚関連石塔分布調査

■指定文化財の説明板設置

谷上山宝珠寺本堂（建造物）

宝珠寺本尊千手観音像（彫刻）

川中夏吉の説明文

(2) 市民会館の運営・事業の状況

既に閉館し取り壊しとなった市民会館においては、建設基本計画にもあるとおり、老朽化等に伴い、大ホールの稼働率が10%程度に低迷するという大きな課題がありました。加えて、市民会館の自主事業開催実績も少なく、また記録がほとんど残されていませんでした。

現在把握できる、市民会館で実施していた事業は下表のとおりです。

事業名	内容
親子映画会	親子向けの映画鑑賞会
ジャズのタベ	ジャズコンサート
ほのぼのふれあいコンサート	愛媛交響楽団によるオーケストラコンサート
市民大学	著名人による講演会
人権を考える市民の集い	講演、子どもの人権作文・ポスターの表彰式
市民文化祭	市民による芸能大会、文芸大会、各種展示等
生涯学習推進大会	講演等
伊予市市民展	市民による美術作品の展示会

(3) 中央公民館の事業等の状況

中央公民館には、市内公民館の調整やレベルアップのための取り組み、市外・県外公民館との連絡調整といった大きな役割があります。

これらの役割に加え、平成25年度は下表の事業に取り組んでいます。

事業名	開催回数
生涯学習講座	10回
ビデオ撮影講習会	10回
ワールドスタディ（幼・保・小学生向け英語教室）	22回
伊予市公民館運営審議会	3回

また、公民館事業以外に、下記の事業や組織の事務局支援も行っています。

- 家庭教育・子育てサポートグループ／運営委員会／学習会打合せ／編集委員会
- 伊予市婦人大会
- 伊予市連合婦人会総会
- 伊予市生涯学習推進委員会
- 館長会
- 伊予地区公民館連絡協議会理事会等
- 伊予市PTA連絡協議会役員会／役員会総会

(4) 郡中地区公民館の事業の状況

郡中地区公民館では、公民館の設置目的に基づき、公民館運営委員会の答申を得て、下記のような公民館事業に取り組んでいます。

分野	事業名と開催回数（25年度）
総合	公民館運営委員会（2回）
青少年教育	夜市綱引き大会（1回）、お菓子作り体験学習（1回） 郡中っ子ふれあい研修（6回）、通学合宿「郡中っ子村」（43回） 愛護班スポーツ大会（2回）、愛護班きもだめし大会（3回） 親子しめなわづくり教室（1回）
成人教育	家庭教育学級（6回）、ライフアップ講座（5回）
高齢者教育	平成寿学級（6回）、平成寿学級（体操教室 12回）
人権・同和教育	人権・同和教育推進委員会、人権・同和教育地区別懇談会 (各1回)
社会教育	ソフトボール大会（4回）、レクバーボール大会（4回）、 郡中地区市民運動会（5回）、 三世代交流健康ウォーキング・ウォークラリー郡中大会（1回）
隨時	愛護班役員会（12回）、体育会役員会（4回） 等

II 管理運営方針

1 複合施設全体のあり方

図書館機能、文化ホール機能、地域交流機能が複合して設置される本施設では、基本理念「学び はぐくみ つながる出会いの広場」に基づき、市民が地域に愛着と誇りをもち、ゆとりと潤いのある人間らしい豊かなコミュニティをつくるために、複合施設の特性を活かした多様な文化活動や総合学習の事業を活発に展開し、伊予市の創造的な人づくり・まちづくりに寄与することを目指します。とくに下記の点に留意して運営に取り組むものとします。

まちの個性となる「伊予市らしさ」の再発見と創造

現在の伊予市内の「海」・「山」・「まち」の在り様や、文化芸術、市民活動、独自の取り組みなどを調査し、伊予市の隠れた良さ・個性を再発見する活動に取り組みます。併せて、過去の有形・無形の様々な「文化」の収集・記録・保存活動に取り組み、歴史を活かした未来の伊予市のあり方を「伊予市らしさ」として創造し、発信します。

中長期の視点を持った多様な事業の提供

各施設に専門職員を配置し、また一体的な組織で運営することで、短期的な視野にとどまらず、中長期の展開を踏まえた事業計画のもとに多様な事業を提供します。優れた文学作品に触れる機会、舞台芸術や美術等の鑑賞や体験、文化財や民俗芸能の鑑賞、多様な講座による生涯学習等を継続的に提供するなかで、市民が多く学び・感動と交流の機会を得ることを目指します。

地域の課題解決に寄与する事業・運営

図書館サービスにおける幅広い相談受付・情報提供、人づくり・まちづくりを意識した文化ホール・地域交流機能の事業、カフェ運営への市内団体等の参画等を通じ、地域産業の振興、福祉の向上など、伊予市の抱える地域の課題解決に寄与します。

市民が集う場となるための市民参加の推進

市民が運営に参画、協働し、運営に関するさまざまな検討・見直しに市民の声を反映できる組織体制とすることで、身近で使いやすい施設として来館する市民が増え、利用率が向上することを目指します。

伊予市全域を対象にした事業展開と中心市街地の活性化

合併により広域になった伊予市の市民が、居住地に関わらず本施設の事業等を楽しむことができるよう、施設内の取り組みにとどまることなく、伊予市全域を対象にして事業を展開します。また、伊予市のまちづくり拠点としての役割も担い、周辺エリアと連携した事業展開を行って、中心市街地から賑わいを発信できるようにします。

2 図書館機能のサービス方針

(1) 図書館サービス方針

本施設の図書館機能におけるサービス方針及びそれに基づく方向性について、次のとおり定めます。方針については、建設基本計画の方針を受け継ぎつつ、建設に関わる方針・記述を除いて運営の内容に特化したものとして再整理しています。

誰もが行きたくなる図書館

「知の拠点」としての位置づけと合わせて、家庭や学校・職場以外の居場所である「サードプレイス³」としての位置づけを行い、誰もが行きやすくなるような魅力あるサービスを提供します。

【サービスの方向性】

●資料収集

- ・図書・まんが・新聞・雑誌・映像といった多様な形態の良質な資料を広範に収集し、閲覧できるようにする
- ・市民ニーズに配慮しつつ、図書を収集・保存するという目的のもと、一過性のニーズに捉われすぎないようにする
- ・郷土資料の収集およびデジタル化、アーカイブ⁴構築を進める
- ・伊予市の行政資料については、完全保存を目指す

●情報検索

- ・インターネット利用環境の充実のほか、外部データベースの提供や地域アーカイブの構築・提供による学習支援についても取り組む

●複合施設の機能を活かした事業

- ・図書館の機能に加え、複合施設の特性を活かした企画展示、読み聞かせ、講座等を積極的に開催する
- ・図書館の情報や複合機能を活かし、市民と市民、専門家と市民をつなぐ講座やイベントを開催し、「サードプレイス」としての市民の居場所づくりを推進する

ゆったり落ち着くことのできる滞在型の図書館

「知の拠点」として情報収集にじっくり取り組める環境づくりを行います。併せて、「サードプレイス」として、長時間滞在できる居心地の良い環境づくりも推進します。

【サービスの方向性】

●閲覧

- ・読み聞かせなど声が出せる場と静かに読書・学習場のエリアを分け、自然とその場に合った利用ができるような配架、環境づくりを行う

³ サードプレイス：第1の居場所である「自宅」、第2の居場所である「学校・職場」とは別に、心地よく寛いだり、交流や地域活動等を行うことのできる第3の居場所のこと。

⁴ アーカイブ：将来に伝えるべき重要な資料を記録・保存・活用すること、または記録そのもの。

●視聴覚資料利用

- ・地域の過去から現在に至る文化の映像化と保存・公開に力を入れる
- ・複合性を活かし、芸術文化に関する映像資料等の提供についても進める

※来年度、引き続き検討する項目

「サードプレイス」として長く滞在でき、気軽に来館できるようにするためにには、飲食ができる場を提供する必要があると考えています。一方、図書館としては、汚れた本でも保管義務があり、また再販されていない本が多い点にも配慮しなければなりません。

これらの点を踏まえ、来年度も引き続き飲食の可否について検討を行います。

●図書館内の飲食

下記のいずれかの選択肢のなかから、最適な規則を決定します。

- A案：ブラウジングコーナー⁵回りの閲覧席のみ飲食可
他の閲覧席はペットボトル・水筒のみ持ち込み可
- B案：飲食禁止またはペットボトル・水筒のみ持ち込み可
飲食を伴う閲覧を認める雑誌・図書はカフェに配架する
- C案：飲食禁止またはペットボトル・水筒のみ持ち込み可
- D案：全面飲食禁止

●カフェへの図書持ち込み

市民のご意見、施設計画との調整、カフェ入居予定者のヒアリング等を通じ、下記の2つの課題について方向性を定めるものとします。

(課題1)

- カフェの提供メニューはどこまでとするか。
- ①簡易な設備で飲み物と軽食程度の提供でよいか
 - ②調理を伴う食事を提供できるようにするか

(課題2)

貸出前の図書を自由に持ち込めるようにすると、汚損された場合に賠償責任を問えないが、どのような持ち込みルールとするか。

- ①カフェへの出入りの際に仮貸出・仮返却処理を行う手間や人手をかけてでも、貸出前の図書を持ち込めるようにするか。
- ②新たな図書を購入するための図書購入費から図書を買いなおす費用を充てても、貸出前の図書を持ち込めるようにするか。
(ただし再販されていない図書は汚損したままになる)
- ③貸出処理を行った図書のみ持ち込めることにするか。

⁵ ブラウジングコーナー：図書館入口付近に設けられる、インターネットや雑誌の閲覧を行うスペース。

気軽に利用できる図書館

利用者の利便性を高めるとともに、館外活動にも積極的に取り組むことで、より多くの市民や近隣市町の住民が図書館を身近に感じ、気軽に利用できるようにします。

【サービスの方向性】

●開館日・開館時間

- 施設内他機能の開館日・開館時間に合わせるべきものは合わせ、利便性を高める
(例) 開館時間の延長、祝日の定期休館のとりやめ

●貸出サービス

- 近隣市町の在住者も借りられるようにする
- パソコン・携帯電話による予約サービスを継続する
- 学校、保育所、公共施設、病院等への団体貸出サービスを推進する
- 配本サービス、音訳図書や点字図書の貸出、多国語での利用案内等により、遠方
在住者・障害者・外国人等の利用困難者を減らす
- 地域住民・商店街等が取り組む民間図書貸出サービス「(仮称) まちじゅう図書
館」との連携を図る。

●アウトリーチ⁶

- 移動図書館・公共交通手段の確保等により、図書館を利用しやすくする
- 既存公共施設を活用し、講座・展示等を遠方地域でも行い、図書館への親しみや
すさ向上を図る
- 学校等との連携により、子どもが読書に親しむ機会を増やす

必要な情報、資料が確実に提供できる質の高いサービス

「知の拠点」として、相談・情報提供機能を強化して資料や情報と人をつなぎ、市民の学習・調査研究・市民活動・生活等におけるさまざまな課題解決を支援します。

【サービスの方向性】

●レファレンスサービス

- 利用者の学習・調査・研究に必要な資料・情報の提供、相談回答等を行う
- ホームページで事例集やリンク集を載せるなど、レファレンスサービスの利便性
を高める

●課題解決支援

- 市内の市民活動団体や、地域の農産業等の課題を解決するための資料や情報を収
集・提供する
- 課題解決につなげるための講座等各種事業を開催する

●レフェラル⁷サービス

⁶ アウトリーチ：これまで図書館サービスが及ばなかった市民に対して、サービスを広げること。

⁷ レフェラルサービス：図書館の資料・情報にない要求に対し、外部の専門機関・専門家を紹介したり、そこから得た情報を提供したりすること。

- ・外部の専門機関や専門家等とネットワークを構築し、図書館が有する資料・情報を超えた要求に対して紹介・情報収集等により対応する

子どもの心豊かな成育を促すための環境づくり

子どもや親子連れにとっても「知の拠点」、「サードプレイス」となるために、幼少期から中高生までのさまざまな世代の子どもが図書や資料に親しむためのサービス、事業等を提供します。

【サービスの方向性】

●児童サービス

- ・子どもが図書に触れる機会を増やす事業・講座等の実施や、関連団体との連携を図る
- ・ボランティアの読み聞かせ隊等により、読み聞かせの充実を図る

●ヤングアダルトサービス⁸

- ・多様な図書・資料の提供に加え、中高生向けレファレンスの推進、講座の開催等により、中高生の学習を支援する

「伊予市らしさ」を伝承するための整理・保管・研究・発信

過去から現在に至るさまざまな伊予市の文化を調査して「伊予市らしさ」を明らかにし、文化ホール、公民館と連携して保存・発信する事業に取り組みます。

【サービスの方向性】

●文化資料館や複合施設の特性を活かした事業

- ・文化財のみならず、伊予市の自然、文化・産業等に関する過去から現在に至る有形・無形の資料を幅広く収集・記録する。
- ・収集資料の調査・研究により「伊予市らしさ」を追求する
- ・企画展示、アーカイブ構築、ホームページや定期刊行物での情報公開、学校教育や生涯学習との連携により、「伊予市らしさ」を知る機会を増やす

(2) 文化資料館機能のあり方

文化資料館機能については、最適な保存環境がないことから十分に取り組めなかった収集・整理・保存といった、文化財保存のための基本的な取り組みを、収蔵庫の設置や学芸員の適正配置により着実に行うことを最優先事項とします。

収集・保存した文化財については、館内で企画展示を行い、随時展示品を入れ替えることで、来館者に关心を持っていただきやすくなります。

なお、本施設では常設展示機能は設けず、今後、他の市内施設等の活用策を検討するなかで実現可能性を探るものとします。

⁸ ヤングアダルトサービス：中高生を対象として図書や事業、レファレンスなどを提供すること。

3 文化ホール機能の事業方針

(1) 自主事業と貸館事業

本施設の事業は、大きく「自主事業」と「貸館事業」に分類されます。

自主事業においては、鑑賞事業だけでなく、下記の分類にあるようなさまざまな分類の事業を提供します。また、一般的なホールの事業分類にはない「保存継承事業」という分類を新たに設けることで、過去から現在までの伊予の豊かな文化資源を後世に伝える取り組みに力を入れ、「伊予市らしさ」の発信に寄与します。

また貸館事業は、単に施設を貸し出すだけではなく、「最高の発表環境を市民に提供する事業」「自主事業の計画や企画に活かす事業」「市民に多様な鑑賞機会を提供するための事業」として捉え、質の高い貸館サービスと利用者との親密なコミュニケーションづくりに取り組むものとします。

種類	内容											
自主事業	<p>本施設運営者が主催または共催して行う、舞台芸術を中心とした文化芸術に関する事業。</p> <p>【事業の種類の定義】</p> <table border="1"> <tr> <td>鑑賞</td><td>文化の振興や、様々な鑑賞意欲に応えるために多様なアーティストを招聘して公演を行う事業</td></tr> <tr> <td>普及育成</td><td>文化芸術に関する関心を高めたり、芸術文化活動に取り組む人を増やすために行う事業 (例)<ul style="list-style-type: none">・多様なジャンルのワークショップ⁹・市内各地でのアウトリーチ（出前事業）・鑑賞事業の事前に行う作品解説などの講座・プロによる地元若手演奏家への演奏指導・舞台技術・アートマネジメント¹⁰等の勉強会</td></tr> <tr> <td>交流</td><td>フェスティバルやコンクールなど、芸術文化を通じて多くの人の参加・交流を図る事業</td></tr> <tr> <td>創造</td><td>オリジナル作品を制作し、本ホール生まれの作品を外部に発信していく事業</td></tr> <tr> <td>保存継承</td><td>伊予市内に昔からある文化・芸能、現在行われている文化活動を記録・保存・継承する事業</td></tr> </table>		鑑賞	文化の振興や、様々な鑑賞意欲に応えるために多様なアーティストを招聘して公演を行う事業	普及育成	文化芸術に関する関心を高めたり、芸術文化活動に取り組む人を増やすために行う事業 (例) <ul style="list-style-type: none">・多様なジャンルのワークショップ⁹・市内各地でのアウトリーチ（出前事業）・鑑賞事業の事前に行う作品解説などの講座・プロによる地元若手演奏家への演奏指導・舞台技術・アートマネジメント¹⁰等の勉強会	交流	フェスティバルやコンクールなど、芸術文化を通じて多くの人の参加・交流を図る事業	創造	オリジナル作品を制作し、本ホール生まれの作品を外部に発信していく事業	保存継承	伊予市内に昔からある文化・芸能、現在行われている文化活動を記録・保存・継承する事業
鑑賞	文化の振興や、様々な鑑賞意欲に応えるために多様なアーティストを招聘して公演を行う事業											
普及育成	文化芸術に関する関心を高めたり、芸術文化活動に取り組む人を増やすために行う事業 (例) <ul style="list-style-type: none">・多様なジャンルのワークショップ⁹・市内各地でのアウトリーチ（出前事業）・鑑賞事業の事前に行う作品解説などの講座・プロによる地元若手演奏家への演奏指導・舞台技術・アートマネジメント¹⁰等の勉強会											
交流	フェスティバルやコンクールなど、芸術文化を通じて多くの人の参加・交流を図る事業											
創造	オリジナル作品を制作し、本ホール生まれの作品を外部に発信していく事業											
保存継承	伊予市内に昔からある文化・芸能、現在行われている文化活動を記録・保存・継承する事業											
貸館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の文化活動の発表のために施設を貸し出し、スタッフのノウハウを提供して充実した発表を実現し、活動の向上を支援する事業 ・日常的な文化活動の練習に施設を貸し出し、利用者とスタッフのコミュニケーションを自主事業の計画に活かす事業 ・プロの公演等に施設を貸し出し、市民に良質の舞台芸術を鑑賞・体験する機会をより多く提供する事業 											

⁹ ワークショップ：ここでは、音楽や演劇などの身体表現を学んだり、体験する講座のこと。

¹⁰ アートマネジメント：文化芸術と社会をつなぎ、普及させることで、経済や産業・生活などの創造性を高め、より豊かなものとするための知識や取り組みなどのこと。

(2) 自主事業方針

本施設の文化ホール機能における自主事業方針について、次のとおり定めます。

市民が参加・体験・交流できる事業に力を入れる

一流の指導者によるワークショップ、講座等の開催、プロと市民がともにつくる舞台発表など、市民がプロの表現を体感できる普及・育成の取り組みを重点的に行います。

また、他地域、他世代との交流、異なる文化活動・市民活動をする市民との交流を促すための事業を提供し、名実ともに「市民文化の拠点」としての役割を果たします。

良質な鑑賞事業を提供し、文化への関心、文化活動への意欲を高める

特に開館初期に良質な鑑賞事業を多く提供して本施設への市民の関心を高めます。

良質な事業を鑑賞して感動・興奮することで、さらなる鑑賞意欲や文化活動への取り組み意欲が喚起・向上され、本施設がより多くの市民に利用され、愛されることを目指します。

施設内だけでなく、市内広域に事業を展開する

市内が広域であり、遠方から来館するのが難しい方々のために、各地域の施設・学校等でのアウトリーチ（出前事業）を継続的に行います。

広域的な事業展開で文化芸術への関心を高めるだけでなく、本施設への関心も高めることで、本施設の設置及び活動への理解を深め、「市民に必要な施設」として認知されるようにします。

他機能と常に連携し、複合施設の特性を活かした事業を行う

本施設で行うあらゆる事業において、図書館機能（文化資料館機能も含む）、地域交流機能の事業との連携を考えた多角的な展開を行うことで、総合的な市民文化の向上を図ります。

また、自主事業だけでなく貸館事業においても、施設全体に人が行き交い、賑わう施設となるように、複数の施設を活用した事業を行うことで、貸館利用者に本施設の有効な使い方を提案します。

伊予市の今まで・これからの文化資源を保存・継承する

施設内の図書館機能だけでなく、市内の図書室・公共施設とも連携し、各地域で残されている民俗芸能や、現在市内で行われているさまざまな活動といった、伊予市の人々の過去から現在までの無形の文化資源の記録・保存に取り組みます。

この事業を通じて、他の地域とは違う「伊予市らしさ」「伊予市の良さ」を市民が再発見して次世代に受け継ぐことで、個性あるまちづくり・人づくりに寄与します。

4 地域交流機能の事業方針

(1) 市内公民館等との連携

本施設の前身である現在の中央公民館は、中央公民館機能と郡中地区公民館機能の2つの機能を兼ねた施設として運営されてきました。

本施設では、基本理念の「学び はぐくみ つながる 出会いのひろば」の実現に向けて地域交流機能を活かした事業を推進するにあたり、市内の公民館や各種団体、市民活動等と密接に連携し、より多様な事業を通じた市民の交流の促進、コミュニティ活動の醸成を図るものとします。

(2) 地域交流機能の事業方針

本施設が伊予市全域から人が集まる交流・学習拠点となり、また地域の諸課題を踏まえた地域づくりに貢献する場となることを目的として、下記のとおり地域交流機能の事業方針を定めます。

施設特性を活かし、多様な市民活動の向上・拡大を図る

中心市街地に複合機能が集約した施設が作られるメリットを充分に活かし、広域にわたる伊予市の多様な市民活動情報の収集と発信、コーディネートを行い、市民が多様な活動の存在を知り、触れあうことで自らの活動を向上させたり、新たな活動を生んだりする場となることを目指します。

市民や民間の力を活用した事業をコーディネートし、学習機会を増やす

市内公民館の事業との連携に加え、企業・NPO等の民間団体、市民活動団体、様々な技能を持つ市民等と協働して講座・講習等を提供することで、地域の財産である知識・技能を持った市民や民間の力を活かせる環境づくりの推進と、市民の学習機会の拡大を図ります。

全市的な展開とともに、周辺地域のコミュニティ活性化に寄与する

広域的な視野を持った事業展開を行うとともに、地域住民の交流の促進を通じて中心市街地を活性化させ、それにより周辺部に賑わいを拡げていくという視点を併せ持ち、周辺エリアと連携した事業の実施や、地域住民のコミュニティ活動の活性化に寄与する事業支援等の取り組みを行います。

まちのインフォメーション・センターとしての機能

市内の小学校等との連携を重視し、次世代を担う子どもたちとの地域学習の場として活用したり、収集資料を活用したまち歩きを実施したりするなど、市民はもとより、県内外から訪れる人々が伊予市に対する認識や理解を深めるため、収集された「もの」、訪れる「ひと」、そして「まち」をつなぐインフォメーション・センターとして機能することを目指します。

5 複合施設の良さを活かす運営組織の方針

本施設では、複合施設のメリットを最大限生かすために、下記のような組織の実現を図ります。

(1) 貸館窓口の一本化

図書館機能、文化ホール機能、地域交流機能がそれぞれ貸室を持つと、施設ごとに窓口が異なるだけでなく、貸出時間や規則・料金体系等も異なるなど、使いづらい施設となる恐れがあります。

そこで、ホール、スタジオ、リハーサルルーム、2Wayルーム、アトリエ、和室、多目的スペース*といった全ての貸室は一つの窓口で管理し、規則・料金体系等を統一します。

これにより、自主事業においても図書館サービスや地域交流機能の事業でホールを利用したり、文化ホールの事業で多目的スペースを利用するなど、柔軟な施設利用の促進が期待されます。

また、本施設のみならず、市内の貸出施設の空き状況を分かりやすくなるよう、全市的な施設予約システムの導入についても検討を進めます。

※各施設の名称は、基本設計時点のものとなっています。最終的には、市民に分かりやすい名称を検討し、決定いたします。

(2) 一体的で専門性の高い運営を実現する組織のあり方

図書館担当部署、ホール担当部署と機能ごとの組織が完全に分かれてしまうことは、本施設の一体的な運営のためには望ましくありません。法律で設置を定められた図書館長は配置しますが、その上位に本施設の全体統括者となる総合館長を配置し、指示系統の一本化による一体的なサービスや事業展開を図ります。

また、図書館には司書、文化資料館には学芸員、文化ホールには文化事業の専門家を配して専門性を高め、効果の高い事業を提供できるようにします。

(3) 市民の参画と協働

伊予市第一次総合計画の基本目標6に記された「参画と協働の郷づくり」を踏まえ、市民の様々な活動の自立を支援する窓口となることを目指します。

また、本施設の運営に主体的に関わる市民の専門ボランティアを育成したり、本施設を利用して活動する団体の自立を促すなど、成熟した地域・住民と施設の協働による運営の実現を図ります。

Ⅲ 今後の展開

1 開館までのスケジュール

本計画策定後、開館までのスケジュールは下表のとおりを予定しています。

建設基本計画の事業スケジュールに記したスケジュールから少し変更が生じています。

平成 27 (2015) 年度	実施設計
平成 27 (2015) 年度 ～平成 28 (2016) 年度	管理運営実施計画の検討・策定
平成 28 (2016) 年度 ～平成 31 (2019) 年度	解体・建設・外構工事 開館準備
平成 30 (2018) 年度	供用開始

2 次年度以降の検討課題

(1) 全市のルールの統一

本施設が多くの人々に利用されるためには、下記のような課題を解決する必要があります。

①減免ルールの見直し

現在の公民館には本来使用料が設定されていますが、「伊予市公民館管理規則」第13条(2)の「社会教育及び公共の福祉のために使用する場合」という規則がほぼ全ての団体に適用され、市内の公民館は実質的に全額免除で使用されています。しかし、今回整備する複合施設において、これまで以上に多様な団体・個人の利用を受け入れ、市民の活動を振興するためには、減免をなくすか、公平で明快な登録制に基づく減免ルールを定める必要があります。

②申し込みルールの見直し

現在の公民館では、「毎週○曜日の○時～○時」といった決められた曜日・時間を年間通じて使用することが通例となっています。今回整備する複合施設においては、定期的に活動する団体に加え、より多くの市民に公平に使用機会を提供できるよう、申し込みルールの見直しが求められます。

③利用者の活動に関する道具の置き方のルール整備

市内の施設では、定期的に使用する団体の道具は部屋や倉庫に置かれたままになっています。より多くの市民が平等に使用できる施設となるためには、現状のルールの見直しや整備を行う必要があります。

④駐車場の効率的な運用

今回整備する複合施設の駐車台数は限られていることから、長時間の無断専有や他施設利用者の無断使用を避けるためのルール整備や、大規模イベント開催時等の臨時駐車場の用意などの方策を講じる必要があります。

とくに①～③については市内全体で統一したルール設定を行い、全施設で市民が平等に使用する権利を提供する必要があることを踏まえ、本格的に検討を進めるものとします。

(2) 運営主体の検討

建設基本計画にもあるとおり、公の施設である本施設の運営主体は「直営」か「指定管理者」のいずれかを選択することとなります。ただしその中で、「図書館は直営で文化ホールは指定管理者」「貸館と維持管理は指定管理者、事業は全施設とも直営」「図書館・文化ホールで指定管理者を別にする」といったような、施設の特性に合わせた組み合わせによる運営も考えられます。

関連法で求められる各機能の専門性を確保したうえで一体的な運営を実現し、さらに「伊予市らしさ」の創造に不可欠な市民・民間団体等の運営への参画による公民協働が実現しうる施設となるために、どのような運営主体のあり方が望ましいかについて、メリット・デメリットを詳細に検討し、管理運営実施計画策定時に方向性を定めるものとします。

(3) ランニングコストの試算と費用対効果の検討

本施設のような大きな複合施設では、たくさんの専門性を持った職員を配し、市民にとって魅力的なサービス、事業を展開していく必要があります。また、多くの専門的設備を安全に使用してもらうための点検・管理も欠かせないことから、多額のランニングコストがかかるものと想定されます。

実施設計が完了し、建築工事に入った段階で詳細なランニングコストを試算し、上記の運営主体の検討と合わせて、最も費用対効果の高い運営のあり方を探るものとします。

(4) その他、管理運営実施計画及び開館準備過程における検討事項

上記のほか、来年度以降に検討する管理運営実施計画及びその後の開館準備において、主に下記の点について検討し、適切な準備を進めるものとします。

- ・各機能の事業方針の詳細検討
- ・図書館の蔵書計画の検討
- ・開館前のプレイベント、開館時の開館記念事業等のあり方の検討
- ・貸出施設の使用規則及び使用料の検討
- ・市民参画・市民協働のあり方の詳細検討及び市民参画組織の具現化
- ・施設や事業の周知を図るために広報宣伝計画の検討
- ・事業評価の基準、評価組織に関する検討
- ・施設の正式名称・愛称の検討
- ・危機管理、安全管理の方策についての検討

IV 参考資料

1 伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 設置要綱

伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会設置要綱

平成26年4月16日
伊予市教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 伊予市図書館、文化ホール等（以下「施設」という。）の建設基本計画（平成25年3月策定）に沿った施設の管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）を策定するに当たり、調査、検討等を行うために、伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理運営計画の策定に必要な基本方針並びに事業計画、管理体制並びに市民参画等の調査及び検討に関すること。
- (2) その他管理運営計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関・団体等の代表者又は構成員
- (3) 公募による者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から管理運営計画を策定した日までとする。ただし、委員が欠けた場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対し、委員会に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局社会教育課に置く。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

2 伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 委員名簿

(平成27年3月時点)

区分	所属等	氏名
学識経験者	アートNPOカコア理事長	徳永 高志(◎)
	愛媛大学女性未来育成センター特命准教授	郡司島 宏美
公共的団体等の代表	伊予市文化協会推薦	門田 真一
	伊予市文化協会推薦	岡崎 久美子
	図書館協議会より	酒井 由紀子
	図書館協議会より	西村 啓子
	郡中地区公民館関係者より	毛利 伍良
	社会教育委員より	武田 弘
	文化財保護審議会より	岩田 恒郎
	市内校長会推薦	村上 直子
公募による委員		松田 新一
		長島 由美子
		山下 敦子
行政関係者	伊予市総務部長	井上 伸弥
	伊予市教育委員会教育長	渡邊 博隆(○)

◎：委員長、○：副委員長

3 市民ワークショップ等における管理運営に関するご意見のまとめ

(1) 方向性・コンセプト

①図書館

伊予市 らしさとは？	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を創造の場として捉えると、伊予市のアイデンティティーを掘り起こしていくに必要な場として欲しい。 ・図書館づくりにもまちづくりにも、これというコンセプトを決める必要がある。本庁地区の「うり」、看板が必要。 ・伊予市らしい図書館に。 ・市外から来た方が気楽に立ち寄ることができる伊予市の応接室に！図書館の職員やボランティアが市内を案内できる「いよコンシェルジュ」になろう！
主たる対象	<ul style="list-style-type: none"> ・読書家向けか、一見の客となるか？ ・図書館は一読者の為か、集客の為か？リピーターとして。
図書館の 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・サードプレイス(居場所)のコンセプトを大切にしたい。本と縁がなかった人が気楽にやってこられる図書館づくりが必要

②文化ホール

次世代 育成の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールの一番の目的を、次世代を育てることを第一位として欲しい。 ・地域の子らのアート学習の場になってほしい。 ・子ども達に多く使って欲しい。 ・伊予市を「学ぶ」とは、伊予市の歴史を市民に伝え、教えていくことであり、文化会館は伊予市の文化を伝えていく施設であってほしいと思います。
本物の文化 に触れる	<ul style="list-style-type: none"> ・地元で文化にふれる場をつくるべほしい ・本物の芸術を鑑賞するチャンスを与える。
交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホールが地域交流の拠点となる施設に。 ・現代の「寿楽座」として、コミュニティのための「娯楽(交流)の殿堂を」

(2) 事業

①図書館

蔵書	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の図書館には乳幼児用の絵本が少ない為、増やしてほしい。 ・新刊書、ベストセラー本を多く置いて貰って、早く読めるようにして欲しい。 ・蔵書の選択については近隣の図書館を調査し、伊予市らしい特徴ある蔵書としてい。 ・雑誌(歴史書等)、政府、自治体発行の刊行物(白書等)を望みます。 ・貸し出し禁止図書が多いように思います(何か工夫を！) ・書籍毎の回転率を測定すること。一人か二人しか読まない本は購入するな。 ・マンガ本もあると良い。アニメも。小説も欲しい。 ・こども図書館があるなら、お年寄りのコーナーがあつてもいいのでは？ ・歴史や地理など、勉強に役立つ本をすみっこに置いたらいいと思う。 ・その学年向けの本のたなをきめておいて、さがしやすいようにすればいいと思う。 ・進げきの巨人のマンガを読みたい。
-----------	--

映像資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオは NHK で放送されたものを貸し出し願う。 ・レンタル DVD を多くして欲しい。 ・電磁的資料の貸与については慎重に検討してほしい。見掛けは良くても情報が欠損している場合の対応が困難 ・紙媒体にとどまらず、映像資料の提供を。
催し	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の展示について、小規模でも良いから頻度を短くしてもらいたい。 ・対面朗読があると視覚障害者の方々に便利。 ・読み聞かせ、朗読会等のイベントを考えてほしい。 ・古文書の読み方教室など、年齢層を低くして教えて欲しいです。 ・読書友の会を運営せよ(現在、ダンテの「神曲」の読書会があるのは知っている)。 ・図書館利用者同士の交流を図る。調べ学習の時、その道の知識ある先輩の意見を聞く機会もつくってほしい! ・テーマ展示コーナーやもったいない本の辺りに、子ども達に分かりやすい形で歴史アーカイブを展示 ・子ども図書館には小さな子どもでもあそべるように、おもちゃをおいたらいい。週に1回ほど、よみきかせをしたらいいと思います。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングアダルトコーナー ・まちの団体、グループの活動の情報提供、交流コーナー。掲示板をつくろう。 ・歴史資料、文化財などの地域情報、映像のデータ収集、記録保存、情報発信コーナー。 ・市民の所有する本を寄贈してもらうコーナーを設けよ。話題の本は多くの人が買っている。 ・返却は郡中駅とか伊予市駅に返却ボックスを設置する。 ・学生にとって実際、一番役に立っているのは机と静かな空間であり、蔵書は二の次(自分の持っている本で間に合っている)。本を購入するのは高くつくが、机と空間は初期投資のみでほぼ代々使える。 ・コンピューターの設置を増やす(館内での iPad の貸出サービスを行う) ・伊予市の資料を分かりやすく展示すること。映像を使って提示する方法を。 ・図書館の本は建物全体で持ち出せないか。返却は入口、出口で。 ・聴覚障がい、視覚障がい者に対する図書の提供コーナーを設けること。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・県内蔵書貸出サービスは必須！ ・幼児へのブックスタートセットの貸し出しサービスを行う。 ・コピーサービスの便宜をよく。 ・貸し出し状況や本の場所などをデジタルデータ化し管理する。 ・TCT、インターネットの活用(国会図書館、大学、図書館ネットワーク) ・ウェブ環境、印刷、製作、ワークステーションなどの充実が望まれる。 ・ビジネス支援機能のある図書館にしたい。
他施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービス。中山、双海との関連を工夫してほしい。 ・まちを使って図書館に。施設図書館との連携→アプリで連携、案内。 ・老人、子ども、福祉、教育施設へ、図書が出ていくシステムはできないか。 ・伊予市らしい図書館。歴史、文化の研究コーナーを充実させ、ホール、公民館の活動と関連性を持つように。 ・展示コーナーは定期的に内容を変える(変化が必要) ・双海、中山でも借りやすいように…、どう連携？ ・携帯やスマートフォンの館内利用禁止。 ・「まちじゅう図書館」のネットワークづくり。学校、児童館、地域(双海、中山、旧伊予)。

②文化ホール

地元・市民 が関わる	<ul style="list-style-type: none"> ・地元のアイドルのライブ等を行い、県外の人の参加も目指すと良いと思う。 ・市外からの人も参加するようなイベントをする(地方の人のお笑いライブやコンサート) ・市民の芸能、音楽、演劇などの鑑賞だけでなく、参加、交流、創造などの活動ができるホール。鑑賞型だと他市と同じ。 ・外部から出演者を呼ぶようなイベントは近隣のセンターに任せるとして、このセンターでは是非したい催し物とは何か。発想の転換が必要。
展示	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサートだけでなく、ロビーなどで企画展示などもできるように。 ・写真の作品展示を年に1, 2回する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・前の大ホールが606席で稼働率が10%前後。今回、350～400席。小回りのきくイベントの活用を期待したい。 ・350～400席ではプロの催しは難しいのではないか。年間使用回数をより多くする施設に。 ・スタイルウェイやベーゼンドルファーなどを設置して、小さくとも使いたくなるホールに。

③全体

気軽に 学習・参加	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な文化学習(体験)イベントの実施。 ・参加費用があまりかからなくて楽しめるイベント、講習会など、出来上がった施設の利用率を上げる。 ・アトリエを使った各種教室の充実。
施設全体 まちへの波及	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで図書館や公民館をあまり利用しなかった市民が、この施設があることで新しいつながりや情報を求めて集まるようになる企画があれば良い!!市街地回遊もして欲しい。そのために現在活動している来良夢(こらむ)とかとのジョイントも。 ・産直、物産など、人が集まるようなイベントを国道沿いで実施する。古本市、フリーマーケット、クラフトマーケットなどの開催。 ・この施設のお祭りを作つてみてはどうか。 ・食育のまちとしての魅力を発信するコーナーか案内人。まちづくりに市民が参加出来る場所。

(3) 利用時間・休館日

①図書館

利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間を19時とか、20時とか、長くしてほしい。 ・図書館の夜間利用。週1～2回、夜間の利用は望めないか。 ・利用時間を考えて欲しい。公務員にはしないで！ ・夜9時頃まで利用できる図書館が理想。 ・夜間利用ができるようにする。すくなくとも22:00位まで。 ・貸し出し、返却がスムースにできるシステムを!!夜間返却OKにして。 ・貸出時間が長い分類も増やして欲しい。 ・PM6時まで、利用時間を延長してはどうだろう。 ・毎日開館してほしい(開館時間も長く)。 ・夜の8時ぐらいまで開いているといい
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日も必要。 ・休館日数を少なく。 ・図書館が祝日に閉まっているのはさびしい。 ・開館時間、開館日など、利用されやすい運営。 ・開館日の増えと、時間の延長を考えて欲しい。 ・夏時間、冬時間、又休館日をなくして欲しい。 ・より開かれた図書館へ。

②文化ホール

柔軟性	<ul style="list-style-type: none"> ・時間もフリーにして、使い方を利用者優先に考えてね。
------------	--

③全体

24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間使用出来る施設が可能であれば。
-------------	--

(4) 利用規則

①図書館（主に館内飲食やカフェへの図書持込について）

図書館内 飲食賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食必ずOK ・主婦と子どもがおやつやランチを持ち込み、パイ、ケーキ、料理のレシピの話題が広がるのはgood！ ・飲食OKでいいのでは？ ・飲食はOKでいいと思う。よごれないように注意などすれば。 ・図書館は日常的活用のメイン施設であるため、勉強とコミュニティの場でもあり、飲食は可とすれば。 ・自由な雰囲気の図書館にしたいので、認めるべきである。 ・飲食はしていいようにしたらいいと思います。図書館、文化ホール、郡中地区公民館にきた人が、もっとのしめたほうがいいと思うからです。 ・子ども連れで来た時、食べられる場所がないと利用しにくいです。 ・図書館は市民にとって第3の空間ということで、お話をし、食べて飲む空間は必要と思う。 ・のどがかわいたときに、お茶などをのめないとなると、飲食できないのはやめといた方がいいと思う。
----------------------	---

<p>図書館内 飲食 条件付き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食できる部屋とできない部屋をみんなで決めるといい。お弁当などを食べる場所がほしい。小・中・高校生が休みの日、お弁当を持って読書したり勉強したりする時、昼食時間に気軽に昼食が取れる場所が欲しい。 ・できる所とできない所を作る。 ・スペースを決めてルール化すれば可能だと思います。全国事例を調査して、挑戦しましょう。 ・本を汚さない保証があれば賛成 ・世の中の流れとして飲食も、との希望があると考えます。しかし汚くすれば他の仕事が増える。そのようなことのないように運営してください。 ・良い。ただしルールを決める(後片付け)。スナック菓子、カップラーメンも食べられる。 ・飲料程度は良いが、食事は不可。学習の場であるから。 ・基本的にはいけない(特に閲覧室では)。お茶のみ可とする。 ・館内ではしない方がよいです。食べられるのは伊予カフェ前スペース等。こども図書館では軽食は必要。 ・伊予カフェなどエリアを区切れば、飲食は可としてよいと思う。ゴミの持ち帰りなど、ルールを徹底する必要があると思う。 ・飲食るのは、図書館内ではやめた方がいいと思います(小さい子どもが本を汚すといけないから。)。そのかわり、伊予カフェに本を用いりていいようにしたらいいと思います(本をよごさないように呼びかけのポスターなどをはつたらいいと思います。)。 ・伊予カフェではいいといっているが、本を読むところではいけないと思う。 ・図書館内では食はできなくてもよい(施設内には飲食可能な場所があることが前提。)。また図書館内でもどこでもOKではなく、併設カフェ内ののみなどのように限定する。
<p>図書館内 飲食反対</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食専用の場所があつたらいいと思う。伊予カフェがあるので、必要性はあまりないかもしれない。 ・閲覧室内での飲食は、図書を汚す恐れがあり望ましくない。書架から離れた所ならば、軽食は許されると思う。 ・図書館では本がよごれるので飲食は場所を限った方がよいと思う。ゴミ処理をどうするか考えることも必要。 ・館内の飲食は慎むべき。多くの図書があり、汚す心配があり。飲食は伊予カフェを利用すべきだと思います。 ・館内での飲食はすべきでない。ロビーやカフェがあるではないか。 ・伊予カフェがあるので必要ないと思う。 ・ペットボトルなどでもこぼして本を汚しそうな気がしますので、図書館内での飲食はNOの様です。 ・施設管理や資料保護からすると、少しカタいかもしれません、館内(図書館エリア)は飲食禁止がベターだと思います。 ・やめておいた方がいい。本が汚れると思うから。とくに小さい子がいるからやめておいた方がいい。本が汚れると同時に、床なども汚れてしまうと思う。 ・食べ物だとやはり机の上にこぼれてしまう。次に使う人が気持ちが悪くなるのであります。 ・あまり感心しない。 ・必要なし ・基本的に反対です。学習コーナーで熱中症予防のための水分補給くらいなら…。

伊予カフェ 図書持込 賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェスペースがあるのはいいと思う。調べ学習をチームでする人が、カップラーメンとか食せたら便利(マナーの徹底を。) ・大いにやるべし ・良い。とにかく足を運んでもらう。 ・持ち出しできるように。 ・持ち出しができるようにしましょう。自由に飲食やおしゃべりができる、コミュニティカフェとして持ち込み可。簡単な調理ができるようにしたらいい。 ・基本的には良い。 ・良いのではないでしょうか。 ・した方がいい。この建物の特長に。 ・いいと思う。 ・館内ならOKにしてほしいです。 ・自由な開放的なイメージとしての持ち出しができれば、図書館のスペースは拡大する。 ・じっくり本を選びたい人もいると思うので、館内持ち出しをしてもいいと思います。 ・図書は伊予カフェの中に持つていいようにしたらいいと思います。本をよぎないように呼びかけるポスターなどをはつたら良いと思います。 ・伊予カフェだとそうじもすぐなので、もし何かを食べるのならば伊予カフェがいいと思います。 ・伊予カフェへの図書の持ち出しについては良いのではないでしょうか。色々な事情で落ち着いて本が読めない方もいらっしゃるかと…。 ・伊予カフェへの関心が高いのは、コーヒーなどを飲みながらゆっくり本を読みたいというレベルのことだと思うので、可能になるといいなあ。
伊予カフェ 図書持込 条件付き	<ul style="list-style-type: none"> ・いよカフェへの本の持ち込みのある程度の決まりが必須、必要。 ・本が汚れないように、持ち出しだけの人に注意喚起する必要がある。コーヒーを飲みながら読書できる幸せを共有したい。 ・貸出した資料は、家庭でコーヒー等を飲みながら楽しむことを考えれば、伊予カフェへの持ち出しがOKではないかな。ただし汚した時は利用者が弁償すること！ ・もったいない本コーナーから借りてきたらしいと思う。飲み物がこぼれてもOKな本か雑誌を置くとよいと思う。 ・管理がきちんとできるならかまわないと思う。 ・管理を充分行えば問題ないものと考えます。 ・きちんと区切られていれば問題ないと思う。 ・本を汚さない保証がされれば賛成 ・紛失や汚染のおそれがない場合はよいのではないか。 ・飲み物、簡単な食事は専用トレイ、マットを用意し、本との接触を軽減する工夫 ・カフェへの本持ち出しが、本の種類を限定した方がよいと思う。 ・持ち出せる図書を限定すればいい。 ・開架書籍は持ち出して閲覧することは可。閉架から取り出したものについては否 ・本は貸出処理をし、借り手の責任において大切に扱ってもらいたい。縁側モール、伊予カフェ、スタジオ、文化ホールでは、貸出処理した本を自由に読む方が良い。 ・伊予カフェを BDS の中にするのなら可能だと思うが、伊予カフェはホールやアトリエの利用者も使いやすいものにして欲しい。

伊予カフェ 図書持込 反対	<ul style="list-style-type: none"> ・読む場所、飲食の場所ははっきり分けておくべきと思う。なのでカフェへの図書持ち出しあしはしない方が良い。 ・読書は不可 ・いけないと思う。本をよごすため。 ・伊予カフェへの持ち出しあしは必要ないので。 ・汚す心配があるので反対。公共の場所ゆえに節度をもってやることが必要。 ・必要なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止は禁止。おしゃべり、飲食、スキップOK、ルーズな図書館。 ・絶対喫煙じゃないとダメ！！ ・図書館空間では私語は慎むことが約束事。マニュアルはつくるのか。

②文化ホール

利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数でも使用できる方法。安く。 ・使用料を安くして下さい。 ・手軽に使える利用料金。学生がダンスやバンドの発表ができるよう。 ・稼働率がすごく低いので、利用料を他の市などより安くしてはどうか。 ・割引料金を弱者に設定し、文化が人を育てるように。 ・使用手続きを明確に。規約を。料金を市民に告知する(広報)
利用規則	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり約束事ばかりにしばられない空間がいい。 ・飲食可能も希望(床掃除がし易い etc 工夫を！)

③全体

駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は100円パークに(例:3時間100円) ・駐車場はオープンで、保育所の送迎等に使用してほしい。 ・近所の人、電車に乗る人で車を置きっぱなしにする人が出る可能性があるので、駐車場の管理を厳格に。チケット方式で2時間だけ無料にするなど。
貸館窓口 の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターでは会議により、許可者が異なることが生じていますが、このような事をしたくありません(3者1体管理を目指す。)。

④全体（館内での喫煙について）

禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・全館禁煙!!どうしても…という要望が多いのなら喫煙コーナーを検討 ・不可。特定の場所で。喫煙室？なくともよい。 ・絶対反対。利用者が減るだろう。利用者、職員の健康は最優先すべきだ。 ・世の流れとして全館禁煙とすべきと考えます。 ・子どもが肺炎をおこすかもしれないからいけない。 ・子どもが来るため、館内は絶対禁煙でお願いします。 ・全敷地内禁煙にすべきだと思う。 ・時代の流れで無し。 ・どこでも禁煙で。 ・原則禁煙 ・公共施設内は禁煙にしましょう。「喫煙コーナー」までつくる必要はあるか？ ・全館禁煙 ・禁煙が良い。 ・駄目だと思う。 ・喫煙する必要があるとは思えない。 ・館内は禁煙。外部に喫煙所を設けても良い（消極的賛成）。入口からは外す。
館内で 分煙	<ul style="list-style-type: none"> ・タバコが好きな人もいると思うので、分煙にすればいいと思う。 ・タバコを吸いたい人もいるので、吸える所と吸ってはいけない所で分けたらいいと思います。もしタバコを吸えるスペースが作れないのならば、禁煙にすればいいと思います（どこでもすわれば困るので。）。 ・喫煙ルームを作るか、火災予防のため禁煙（全部）にする。資源のためにも禁煙に賛成する。 ・喫煙室を設置してほしい。 ・喫煙ルームを配置すればいい。 ・喫煙がいい。理由はすいたい人もいるので、場所をつくれば害はないと思うからです。 ・ちゃんとした喫煙ルームを作ってくれたら、マナーよくすごせると思います。 ・喫煙者をこれ以上認めるべきではない。コーナーを設けることに賛成。 ・許可されるなら是非喫煙室を設置してほしい。文化ホールを使う場合、大勢の観客が一同に喫煙するため、玄関口ではみつともない風景となる。 ・喫煙室を設置する（出来れば館内禁煙が望ましいので、そういったPRも…。）。 ・喫煙コーナーを作るとよい。 ・小さい子どもがあそぶ近くで吸うのは良くないと思う。タバコを吸える場所を作ればいい。 ・どうしてもと云う方に、どこか2カ所くらい喫煙室を設けては…？
喫煙は 外で	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所は屋外に。 ・全館禁煙。屋外に1カ所スペースを作つてあげて ・喫煙室を館外に設けてはどうか。 ・だめ。基本的に外で、防寒処置を。 ・館内では禁煙、館外にコーナー設置 ・建物内は禁煙が原則だと思う。ただし施設敷地全部を禁煙にしてしまうと、門の前でタバコを吸う人が出たり、隠れて吸う人が出て見苦しいし危険な施設になるため、屋外の、屋根はオープンな喫煙場所（自転車置き場的な？）が目立たない場所に必要かと思う。 ・屋外に喫煙場所を設ける。 ・館外の敷地内に、喫煙場所を設けた方がよい。館内は禁煙。

(5) 運営組織

①図書館

民間活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の感覚で融通の利く運営を(学習スペース、BGM) ・図書館の運営は民間に任せるのが良い。オープンの時間を自由に設定でき、必要な時、必要な人を雇用できる。公務員はこれに不適と思われる。
直営	<ul style="list-style-type: none"> ・運営については市管理にして司書を置いて運営する。
専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・司書を職員として2~3人は常時置いて欲しい。 ・専門の司書がいてもいいのでは。 ・図書館に博物館の機能を持たせるならば、専門家が必要。
一体的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・2WAYルームやリハーサル室、公民館の部屋利用を柔軟に考えるには、施設を一つに運営しないと困るよ。 ・ホール、図書館の運営を1つにまとめて柔軟に対応する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉かけも配慮のできる職員を設定してほしい。 ・若い人の力が大である。 ・レファレンスサービスのカウンターをどこに置きますか？(人的配置) ・民営？公営？サービスの向上 ・カウンターに人と本をつなぐための仕事(図書館コンシェルジュ)スタッフを配置し、様々なジャンルの本の紹介ができるようにする。本を探す管理PCを併用。

②文化ホール

民間活用	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に民間が入ってもいいのでは？ ・運営は民間に委託する。運営委員会がしっかりしておれば大丈夫。 ・民営化 ・運営は民営も良い ・運営の長は民間の営業部長の考え方で行う
市民による運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による運営 ・市民参加。出演する人も市民、運営する人も市民。 ・市民ホールは400席で利益が出るのか。市民運営にしては？
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ホール運営に情熱のある職員さんを配置して下さい。(研修等されて)。 ・ホールは図書館の附属施設という一体運営。 ・本市は後発なので、先発の地域の良い点、悪い点を教えてもらって取捨選択する。よりよき運営方法に活かす。 ・カウンターでは、文化ホール使用手続き業務だけではなく、生涯学習支援に市民活動支援、青少年活動支援の相談、助言をし、運営にむけてのお手伝いができるスタッフを配置する。

③全体

一体的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・管理一元化 ・ホールと図書館の一体感のために運営が大切である。 ・一体的な運営は是非とも実現させて欲しいと考えています。図書館だ、文化ホールだと言っていたのでは当初からの考えがこわれてしまう。
民間反対	<ul style="list-style-type: none"> ・民間に任せるというのは少し反対です。やっぱり公の施設ですし。
若者による運営	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間使えるホール(料金も格安)を若者向けに開放する。但し、運営は若者達で運営母体をつくり、継続して運営をする様にする。

(6) 市民の関わり

①図書館

市民参加	<ul style="list-style-type: none"> 専門職でなく、ボランティア的な人の雇用を望む。 運営に中高生を参加させる。 図書館のサポート、読み聞かせ隊を組織すること。
-------------	---

②文化ホール

サポート組織	<ul style="list-style-type: none"> 支援組織(友の会、サポーター)を。 使用料を低く抑えることで利用率を上げる。その為に運営ボランティアを育成する。
友の会 (チケット会員)	<ul style="list-style-type: none"> 他の所では友の会等があるようですが、ご存知の方、教えてください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ホールの運営だけでなく、サークルを育てる事もしてはどうか? 希望すればやってもらえるという雰囲気あり。自分達で…と徹底すること。 「貸し館型」から脱却すること。そのために年間事業計画(市民の活動、学校の活動)を含めて、管理運営についても市民、専門家と共に担い手づくりを。

③全体

市民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 運営していく上で全て職員ではまかなえないと思うので、ボランティアの活用が必要だと思う。 このワークショップのように、市民の参加による運用と改善が不可欠だと思う。お任せでない主体的な参加を促すような運用をしていくことが一番大切だと思う。 センターの運営はボランティア他を検討して欲しい。職員OBの指定席にはしないで欲しい。
----------------	--

(7) その他

①図書館

BGM	<ul style="list-style-type: none"> 他の市町村の図書館の優れている事の勉強をしっかり。 音楽を流してはどうか? (静かなBGM) 図書館にBGMを流してもいいのでは? 音楽の流れる図書館は。
管理費の不安	<ul style="list-style-type: none"> 市の財政を考え、金のかからない運営を。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 子ども図書館に「ミニクル」の機能を。親が兄弟を通わせてくる場合、下の子は遊びたい。 防犯大事!!過去に図書館で痴漢に遭った女子大生を知っている。 図書館とカフェを連携して運営する際に起こり得る問題の対処をどうするのか。 伊予市関連の本等を置いて、買える場所があれば良いと思う。

②文化ホール

維持管理	・維持管理運営がやりやすいように。節電、稼働しやすく。
-------------	-----------------------------

③全体

維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な管理、運営コスト削減！ ・維持管理について ・使いやすさと管理方法、維持費 ・時間外を開けるようにするなら、市民負担をどのように進めるか。 ・モールが広いので、電気代が心配。
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント情報のアピールに力を入れてほしい。 ・「ミカン丸」バッヂを参加者に配る！ ・情報の発信、モニターの設置など ・街のイベント等の紹介掲示、観光案内など。 ・大きな看板をつくっておくと、みんなが「行ってみようかな」という気持ちになれるかも知れないと思った。他の場所のパンフレットを置く。 ・施設で行っていることの情報公開の工夫。→今まで自分は公民館では何をしているのか分らなくて、近寄りがたいイメージだった。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・年に2～3度、調査を行うと良い。(施設についての)。 ・市民の要望や意見を受けるためのポスト。運営に市民の参画。施設から市の各地へ発信していく情報、呼びかけ。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・シャトルバス利用(駐車台数が少ない！！) ・災害時の避難場所として利用 ・日数を重ねると利用数は減ったりすると思うが、カフェを入れてしまうと人が減ったときに、カフェはすぐに駄目になってしまふため、少しでも長く使われるためのアイデアが必要だと思った。

4 各施設の関連法規

(1) 図書館

①図書館法（該当箇所抜粋）

図書館法

昭和二十五年四月三十日法律第百十八号
最終改正：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館といいう。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他

の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項 の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況

に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参考するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に

該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

②伊予市立図書館設置条例

伊予市立図書館設置条例

平成 17 年4月1日条例第 177 号
改正 平成 24 年3月 23 日条例第 13 号

設置)

第1条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊予市立図書館

位置 伊予市米湊 768 番地の2

(職員)

第3条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 図書館法第 14 条の規定に基づき、図書館に伊予市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、伊予市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊予市立図書館設置条例(昭和 58 年伊予市条例第 94 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 24 年3月 23 日条例第 13 号)

この条例は、平成 24 年4月1日から施行する。

③伊予市立図書館条例施行規則

伊予市立図書館条例施行規則

平成 17 年4月 1 日教育委員会規則第 23 号
改正 平成 22 年3月 15 日教育委員会規則第 11 号
平成 24 年3月 27 日教育委員会規則第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊予市立図書館設置条例(平成 17 年伊予市条例第 177 号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、伊予市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、図書館の運営上、教育長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日から金曜日は、午前9時から午後6時までとする。
- (2) 土曜日及び日曜日は、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)

(2) 月曜日

- (3) 12 月 29 日から翌年1月 3 日まで

- (4) 館内整理日(毎月の末日)(その日が前3号に規定する休館日に当たるときは、その前日)

- (5) 特別整理期間(3月中に 10 日以内で教育長が定める日)

2 前項のほか、図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、臨時に休館することができる。

(利用の制限)

第4条 館長は、次のいずれかに該当する者に対し、図書館の入館を制限し、又は利用を禁止することができる。

- (1) 図書館の施設又はその附属施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

- (2) でい醉者等他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

- (3) 図書館の管理運営上支障があり、係員の指示に従わない者

- (4) その他館長が不適当と認める者

(図書等の弁償)

第5条 図書等を亡失又は汚損した者は、館長の指示に従い現物又は現物に相当する対価をもって弁償しなければならない。ただし、亡失又は汚損がやむを得ない理由によるものと認められるときは、弁償の額を減額し、又は免除することができる。

第2章 図書館職員

(職務)

第6条 館長は、上司の命を受け図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長に事故があるときは、あらかじめ館長が指定する職員がその職務を代理する。

3 その他職員は、上司の命を受け業務に従事する。

(職員の休日及び休暇)

第7条 図書館に勤務する職員の勤務を要しない日は、月曜日とする。

2 前項に定めるもののほか、職員の休日及び休暇並びに服務等については、伊予市職員の例による。

第3章 図書等の図書館内での利用

(館内利用)

第8条 図書を閲覧する者は、所定の場所で閲覧し係員の指示に従うものとする。

2 閲覧は、静かに行い、音読、談話、喫煙及び飲食等他の利用者の迷惑になる行為をしてはならない。

第4章 個人の図書館外での利用

(貸出対象者)

第9条 資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 伊予市内に住所を有する者
- (2) 伊予市内の事業所等に通勤する者
- (3) 伊予市内の学校に通学する者
- (4) その他館長が適当と認めた者

(利用者カードの交付)

第 10 条 資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書館利用者カード申込書に住所、氏名等を確認できる証票を添えて館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。ただし、未成年者が交付を受けようとする場合に限り、保護者の同意をもってこれに変えることができる。

2 利用者カードの交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

3 登録者は、利用者カードを紛失し、又は破損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

4 利用者カードを紛失し、又は破損した登録者は、利用者カードの再交付を受けることができる。

5 利用者カードの再交付に伴う費用は実費とし、当該再交付を受ける者の負担とする。

6 登録者は、利用者カードを他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(貸出数及び期間)

第 11 条 館外で1回に利用できる図書等の数は5冊(視聴覚資料にあっては2点以内を含む。)

以内とし、期間は2週間以内とする。ただし、期間内でも図書館において必要が生じたときは、

返納を求めることができる。

2 次に掲げる図書等は、館外で利用することができない。ただし、学術研究、公益を目的とし、かつ、館内での利用が困難である場合で、図書館の運営上支障がないと館長が認めるときは、館外で利用することができる。

(1) 貴重図書、辞(事・字)典、年鑑、目録及び郷土資料

(2) 館内で特に閲覧の多い図書、破損しやすい図書、雑誌(最新号)及び新聞つづり

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が貸出し不適当と認める図書等

3 図書等を利用している者が、第1項に規定する期間を過ぎ、かつ、返納の督促を受けた後においてもなお返納しなかったときは、館長は、利用者カードの利用を停止することができる。

第5章 団体の館外利用

(配本所等)

第 12 条 図書館は、必要に応じて配本所及び自動車文庫を置くことができる。

(団体利用)

第 13 条 伊予市内に事務所を有する団体、教育機関及び登録された読書グループ(以下「団体等」という。)は、館外において図書等を利用することができる。

(手続)

第 14 条 図書等を館外で利用しようとする団体等の代表者は、別に定める申請書を提出し、館長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けたものが図書等を利用しようとするときの手続については、第 10 条の規定を準用する。

(利用期間等の特例)

第 15 条 前条の規定により承認を受けた団体等の利用期間及び冊数は、第 11 条第1項の規定にかかわらず、当該団体の利用目的、利用人数等を考慮して館長が決定する。

(管理責任)

第 16 条 前条の規定により図書等を利用する団体等の代表者は、借り受けた図書等を常に善良な管理の下に置かなければならない。

第6章 図書等の寄贈及び寄託

第 17 条 図書館は、図書等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 図書館に図書等を寄贈又は寄託しようとする者は、別に定める手続により館長の承諾を受けなければならない。

3 寄託を受ける図書等の取扱いについては、館長が寄託しようとする者との協議により定める。

4 図書館は、寄託を受けた図書等の不可抗力による損害に対しては、その責めを負わないものとする。

第7章 配本所及び自動車文庫

(設置)

第 18 条 図書等の円滑な貸出し利用を図るため、図書館に自動車文庫を置き、市内に配本所を置くことができる。

2 自動車文庫及び配本所の図書等の冊数は、図書館の運営に支障のない範囲で定める。

(準用規定)

第 19 条 配本所における貸出し等の取扱いについては、第4条、第5条及び第8条から第 11 条までの規定を準用する。

2 自動車文庫における貸出し等の取扱いについては、第4条、第5条及び第 10 条の規定を準用する。

(自動車文庫の特例)

第 20 条 自動車文庫を利用する場合に貸出しできる図書等の数及び利用期間は、第 11 条第1項の規定にかかわらず1回に利用できる図書等の数を5冊以内、利用期間を次回の巡回日までとする。

2 この規則に定めるものほか、自動車文庫の利用に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 図書館協議会

(図書館協議会)

第 21 条 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

(会長及び副会長)

第 22 条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(招集)

第 23 条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 24 条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

第9章 條則

(館長の専決)

第 25 条 館長は、次の事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてでは、教育長の決裁を受けなければならない。

(1) 図書館資料の選定及び収集並びに廃棄処分に関する事項。

(2) その他前号に準ずる軽易な事項

(補則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、図書館の事務処理は、伊予市及び伊予市教育委員会の例による。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(2) 文化ホール

①文化芸術振興法

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、こ

れに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術

を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一條 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」を「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」に改める。第二十九条第一項第五号中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」を「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」に改める。

②劇場・音楽堂等の活性化に関する法律

前文

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変遷により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行いうよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法 の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必

要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るために、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかりわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術

に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。